

平成19年鈴鹿市監査公表第5号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、措置請求書の提出があり、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を公表します。

平成19年5月31日

鈴鹿市監査委員 島村御風

鈴鹿市監査委員 判治昭雄

鈴鹿市監査委員 森しず子

※ 監査結果は市政情報課・監査委員事務局にて閲覧できます。

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

住所 省略

氏名 省略

### 2 請求書の提出

平成19年4月3日

### 3 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、平成19年4月27日これを受理し、監査を実施した。

### 4 証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第6項の規定に基づき、平成19年5月8日に請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は、請求内容の補足陳述を行ったが、追加証拠の提出はなかった。

### 5 請求の内容

#### ① 主張事実（要旨）

市は、鈴鹿市集会所建築等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、愛宕下第二自治会から申請のあった愛宕下会館の平成18年度鈴鹿市集会所建築等補助金の交付に当たり、集会所建築等補助金申請書類には不備や偽りがあるのに、審査や調査をしないで、600万円という最高限度額を支給した。

- (1) 要綱の規定によると、平成17年度内に、工事と工事代金の決済が終わっていないものは、翌年度の補助の対象とはならないはずであるが、自治会が平成18年度の補助金の申請をするに当たっては、平成18年12月20日付けの領収書を付けている。平成19年度の申請なら分かるが、地域課は、平成18年度の対象として補助金を支払っている。これは、要綱をねじ曲げて解釈しているものであり、許すことはできない。
- (2) 関係する自治会の総会で承認された決算書と、補助金交付申請のために添付して市に提出された決算書は全く別のものであり、添付された決算書は、自治会の監査の署名、捺印のない偽物である。
- (3) 自治会には、工事代金の最終金は業者に待ってもらっていると説明している。しかし、自治会役員は、要綱で、これでは補助金交付の対象とならないのを知っているのに、工事請負業者からの借入金としたが、これは工事代金の未払金である。このことから、工事代金の支払いが済んでいないことは明らかである。
- (4) 以上のようなことを地域課に指摘し、補助金を交付しないようにも求めたが、平成19年3月16日に補助金交付申請書を受理し、同月20日に補助金交付指令を交付し、同日付けで、集会所建築等竣工届及び補助金交付請求書を受理し、同月30日には補助金を自治会に振り込んでいる。一般的には、

3か月位を要する審査を、わずか5日間程度で済ませたことになり、きちんとした審査を行い、交付したとは思われない。何がなんでも、年度内に処理をしようとしたことで、異常な処理である。

② 措置請求

生活安全部地域課長に対し、

- (1) 補助金の返還請求を自治会に行うこと。その結果で、補助金が返還されない場合は、損害の補填を求める。
- (2) 補助金の交付事務に関与した地域課の関係者に、厳正な措置を求める。

第2 監査の実施

① 監査対象事項

平成19年3月30日に、愛宕下第二自治会に、集会所建築等補助金として支出した行為が、違法又は不当な公金の支出に当たるといえるかを監査対象とした。

② 監査対象部課

(1) 関係部課

生活安全部地域課

(2) 関係職員の事情聴取

ア 生活安全部地域課から説明資料の提出を得たほか、平成19年5月17日に、生活安全部地域課職員等関係職員から事情の聴取を行った。

イ 関係部課の説明の要旨

本市では、要綱に基づき、原則として、工事完成年度の翌年度に、自治会に補助金を交付している。交付の手続きとしては、補助金交付申請書・竣工届・補助金交付請求書及び各添付図書の提出を求めているが、補助金が翌年度補助であることから、補助金交付当該年度になってから、概ねこれらの書類を一括して受け取っている。

愛宕下会館の補助申請は平成18年4月上旬に提出され、添付図書等の確認のためいったん預かったが、請求人からの意見提出もあり、内容の確認を進めるも、不整合なところが見受けられたため、平成18年8月21日に申請書類一式を自治会へ返却した。

その後、指摘箇所の修正や追加資料の提出などを求めながら、事前に、補助金交付申請書等の内容確認と指導を行っていたが、必要な書類が整ったため、平成19年3月16日、自治会から補助金交付申請書が提出され、支出負担行為の決裁を得た上で、同月20日に、補助指令を交付した。また、同日、自治会から、竣工届・補助金交付請求書の提出があったので、支出命令の決裁を得、同月30日に、愛宕下第二自治会に補助金を振り込んだものである。

当初提出された添付図書等の確認を行っている中で、積み上げ計算のミスや補助対象事業費以外の算入、代金の一部未払いなどが判明し、未払金の最終的な領収書日付は平成18年12月20日となっている。

要綱では、補助金の交付は、原則として工事完成年度の翌年度となっている。

要綱の運用に当たっては、市内全域の自治会に対して、交付した補助金の使途を確実に把握するため、建築工事も、工事代金の支払いも、当該年度内に終了のものと説明してきている。しかし、今回の事例において、集会所の増改築は計画どおりに実施されていたことが確認できたこと、未払いの代金が一部であったこと、また、要綱では、補助金の交付を翌年度とするのは事業の完了ではなく工事の完成であり、さらには、補助金の請求までに提出を求めている竣工届に領収書の添付を求めていることから、事業費の支払い年度は限定されていない、と解釈できると考えられる。これらのことから、別途決裁をとり、補助金を交付したものである。

要綱は、昭和44年に制定され、平成7年に全面改正されているが、運用してきている間に、制定当時の趣旨と現状が異なっているところがあるかもしれないと感じており、市民にとって、また職員にとっても、より分かりやすいものに見直す必要があるのではと考えている。

補助金交付申請書、竣工届には、それぞれ事業計画の分かるもの、収支状況の分かるものの添付を求めているが、いずれも要綱において、事業計画書・集会所建築等収支決算書として様式は定めてあり、自治会が内部用にと作成した決算書の添付を求めているわけではない。

建築資金の状況については、行政が立ち入るものではないが、借入金であるかどうかについては、自治会役員から提示された借入れをしたという書類を地域課職員が確認している。今回の事例では、領収書等に不整合なものがあったため、自治会の理解を得た上で、資金、支払いの状況が分かるように、金融機関の通帳等の写しも提出してもらって確認している。

補助金の申請から交付までおおよそ14日であるが、前述したとおり、平成18年8月21日に補助金交付申請書等を返却し、平成19年3月16日に受理するまでの間に、申請内容や必要書類等の協議の中で実質的な審査を行っており、結果として、この日数となったものである。

平成18年度内での補助金交付としたのは、前年度に集会所の増改築が終わっていることと、代金の支払いがすべて終わったことの確認ができたこと、必要な予算を確保していたこと、自治会から要望があったことによるものである。

### ③ 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次のような事実関係を認めた。

#### (1) 鈴鹿市集会所建築等補助金交付要綱（抜粋）

##### 1 目的

自治会が自ら行う集会所の建築、購入、及び修繕（以下「建築等」という。）に要する経費に対し補助することにより、地域住民の福祉向上及びコミュニティ活動の推進を図ることを目的とする。

##### 2 略

### 3 補助の対象

① 補助金交付対象は、建築等に要した経費（以下「事業費」という。）とする。

ただし、当該事業費が50万円未満のもの、用地の取得及び造成に要する経費、物置、自転車小屋、門扉、塀、植栽その他集会所の建物本体以外の部分に要する経費並びに机、椅子、本箱その他備品の購入に要する経費は除く。

② 略

### 4 補助金の交付

① 市長は、前条に定める建築等を行おうとする自治会に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

② 補助金の交付は、原則として工事完成年度の翌年度に行うものとする。

③ 略

### 5 補助金額

補助対象事業費の50パーセントで、最高限度額は600万円とし、千円未満の額については切り捨てるものとする。

### 6 交付の申請

補助金の交付を受けようとする自治会は、集会所建築等補助金交付申請書に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

① 事業計画書

② 工事費見積書等又は売買契約書の写し

③ 設計図

④ 位置図

⑤ 購入の場合は購入予定物件の写真

⑥ その他、市長が必要と認める書類

### 7 交付の決定等

市長は、申請書を受理し、その内容を審査し、相当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助指令により申請者に通知するものとする。

### 8 実績報告

交付の決定を受けたものは、補助対象事業完了後、集会所建築等竣工届に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

① 集会所建築等収支決算書

② 建築等の費用を支払ったことを証する書類

③ 建築等完了後の集会所の写真

④ 略

### 9 補助金の請求

補助指令を受けたものは、集会所建築等補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

### 10 以下略

## (2) 補助金交付申請から交付までの経緯

平成18年4月上旬 補助金交付申請書等の提出（預かり）  
平成18年8月21日 補助金交付申請書等の返却  
平成19年3月16日 補助金交付申請書等の提出，受理  
平成19年3月20日 補助指令の交付  
平成19年3月20日 竣工届，補助金交付請求書の提出，受理  
平成19年3月30日 補助金600万円の交付

## 第3 監査の結果

### ① 監査委員の判断

本件請求において請求人は、平成18年度における愛宕下会館への補助金の交付は、要綱の規定に反して許されるものではなく、当該補助金の交付は違法・不当であると主張し、その返還又は損害の補填、関係職員への措置を求めているものと解される。

このことについて、事実関係の確認及び監査対象部課の説明の結果に基づき、次のように判断する。

(1) 要綱第4条第2項によると、「補助金の交付は、原則として工事完成年度の翌年度に行うものとする。」とある。また、第8条では、「前条の規定による交付の決定を受けたものは、補助対象事業完了後、集会所建築等竣工届（第4号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。」とし、添付書類として、集会所建築等収支決算書（第5号様式）、建築等の費用を支払ったことを証する書類等が指定されている。

監査対象部課では、「補助金の使途を確実に把握するため、建築等の工事及び費用とも、工事完成年度内に完成、完了と自治会に説明し、そのように運用しているとのことであるが、要綱の当該条文では、補助金の交付は、建築等の工事完成年度内に、工事完成に加えて当該費用の支払いの完了まで求めている」との見解を述べている。

要綱の規定に従った運用が明確になっていない中であって、今回の事例では、原則に適合するかしないか明確でないとの判断から、通常の決裁に加えて別途の決裁を得ている。

要綱では、「工事」・「事業」の用語の定義はされていないが、両条文の規定からは、請求人の主張のように、工事費用の支払い年度が限定されているとは読み取れないし、原則以外の運用が認められていないとはいえない。

以上のことから、愛宕下会館の補助金が平成18年度において交付されたことは、要綱に違反しているとは認められない。

(2) 「自治会の監査の署名、捺印がない決算書が、申請書等に添付されているとのことであるが、市に提出すべき決算書は、要綱で様式が規定されており、自治会の決算書を求めてはいない。」との監査対象部課の見解は妥当なものである。

- (3) 請求人は、自治会の借入金は施行業者への未払金であり、このことから、要綱に適合していないと主張している。このことについて、監査対象部課は、上記(2)とも関連して、「自治会内部の運営であり、市が関与すべき分野ではない。」としている。監査対象部課の主張が認められるところであるが、監査対象部課では、請求人の意見等もあり、自治会の理解を得て、借用書の確認と金融機関の通帳の写しにより、借入れと支払いの確認を行っている。
- (4) 請求人は、申請書等の提出から補助金の交付までわずか5日間程度の審査期間であり、平成18年度内に補助金の支払いをすることを目的としており、内容の審査が十分に行われたとはいえないとしている。

この点について、監査対象部課は、「平成18年8月に申請書等を返却してから、平成19年3月16日に改めて申請書等が提出されるまでの期間に、申請内容、申請書類・添付書類等の指導、チェックを行い、実質的な審査は事前に終わっている、短期間であっても手続きの期間としては十分である。」としている。期間の経過等から見ても、慎重な審査が行われたことは推察でき、申請書の提出から補助金の交付までの期間だけをとらまえて、審査が十分でなかったとは認められない。

## ② 結論

以上のことから、愛宕下会館に対する集会所建築等補助金の支出は、違法又は不当な公金の支出には当たらず、請求人の主張には理由がない。よって、本請求はこれを棄却する。

## (意見)

監査の結果については、前述のとおりであるが、本件請求について監査を実施する中で、生活安全部地域課の事務執行において今後留意すべきと思われる点が見受けられたので、次のとおり意見を付す。

- 1 愛宕下会館の補助金の交付については、請求人も陳述の中で、平成19年度の申請であれば可能であるとしており、公益的施設である地域集会所へ公金を支出することには異論がないところと考える。

しかしながら、請求人の指摘により、補助金交付申請書等に添付された領収書等に整合性がなかったことが判明したのであり、今後は、申請書等の審査を行うに当たっては、添付書類との整合性が図られているかについての確認を徹底されることを求める。

- 2 要綱に規定する趣旨が明確でなかったり、運用に当たって、自治会等への説明が不足していたりしたと考えられる。市民、自治会、行政、誰もが同じ解釈になるわかりやすい要綱の整備を検討するとともに、自治会等への説明を十分に行われることを要望する。
- 3 本件の集会所建築等補助金交付申請においては、申請書等の收受、保管の面と、慎重な審査のためとはいえ、年度初めから年度末まで時間を要した面には、不適切な点があったと言わざるをえない。鈴鹿市文書管理規程を遵守した文書の管理、

保管を行うとともに、鈴鹿市行政手続条例に準じた処理期間等を設定するなど、透明で、円滑な行政運営が行えるよう、適切な措置をとられることを望む。